

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の第3期中期目標期間の終了時に 見込まれる業務実績に関する評価結果（案）の概要

1 業務実績の評価

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、設立団体の長である知事の評価を受けなければならないほか、知事が行う評価の際には、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

~~（なお、今回の評価結果は実績(案)に対するものであり、実績に対する最終評価は6年度に実施する。）~~

2 評価方法

法第25条の規定に基づき、知事が定め、法人に指示した5年間の中期目標の達成に向け、法人が作成した中期計画の実施状況について、知事の附属機関である北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえ、法人から提出された第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績報告書をもとに調査・分析し、評価を行った。

3 評価結果

(1) 全体評価

第3期中期目標期間のうち令和2年度から令和4年度における業務実績及び中期目標期間終了時（令和6年度）における中期目標の達成見込みについて確認等を行ったところ、Ⅳ評価（達成状況が良好である）が2項目、Ⅲ評価（達成状況が概ね良好である）が1項目、Ⅱ評価（達成状況が不十分である）が1項目となり、総合的に勘案すると、「概ね良好である」ものと認められる。

(2) 項目別評価（主な取組）

① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 【評価：Ⅲ】

- ・ 基盤的研究をはじめ、実用化につながる研究として3年間で延べ1,897件の研究課題を実施し、分野横断的に実用化に繋がる研究開発を戦略的・重点的に展開し、一定の成果を得た。
- ・ 知的財産の管理・有効活用については、研究や技術支援等の成果として得られた重要な知見や新しい技術について、本部内に設置した知的財産審査委員会において、技術の内容、活用見込みなどを踏まえ知的財産権取得の適否について審査し、出願が適当と認められる技術について特許出願等を行った。併せて、保有する特許権等の維持の必要性を審査し、活用が見込めない特許権等を整理するなどして、知的財産権の適切な管理を行った。

② 業務運営の改善及び効率化 【評価：Ⅳ】

- ・ 「予算編成方針」や「組織機構改正等に当たっての基本的視点」に基づき、次年度に向けた予算や人員の資源配分を的確に行うとともに、前年度の業績評価の結果を業務運営に適切に反映するなど、理事長のマネジメントのもと、業務運営の改善及び効率化に資する取組を戦略的かつ継続的に実施した。

③ 財務内容の改善 【評価：Ⅳ】

- ・ 財務の基本的事項について、研究関連経費及び人件費を除いた運営費交付金が毎年度前年度比1%減と定められたことに対し、事務的経費や維持管理費の節約など、一層の効率的な執行に取り組んだ。

④ その他業務運営 【評価：Ⅱ】

- ・ コンプライアンスの徹底については、毎年度、本部通知等により、法令遵守や不正行為の防止に取り組んだところであるが、3年間で酒気帯び運転が1件、速度超過が1件、不正に入手したソフトウェアの業務利用が1件、無断欠勤が1件発生した。管理職員による職場研修の実施などにも取り組んでいるところであるが、~~今後は引き続き~~コンプライアンスの徹底に資する取組を繰り返し実施し、全職員に対して法令遵守意識の徹底を図る必要がある。
- ・ 施設等の整備については、施設等整備計画に基づき、第3期中期計画期間内に目標使用年を経過する大規模施設の更新や移転・集約に向けた検討を行うとともに、各資産管理者が作成する施設等整備計画書により施設の状況を把握した上で、建築物等の改修や、建物附属設備等の修繕及び更新などを計画的に実施したことは評価できるが、既に耐用年数を相当年経過している庁舎もあることから、中長期的な視点で第4期以降の更新や移転集約に向けた検討を進める必要がある。

(参考) 中期目標期間見込評価 項目別評価一覧表

中期計画項目			項目番号	自己点検・評価					知事評価					項目別評価
									検証					
				4	3	2	1	計	4	3	2	1	計	
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	1 研究の推進及び成果の普及・活用	(1) 研究ニーズへの対応	1										1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 3 以上割合 III (96.7%)	
		(2) 研究の推進	2-20											
		(3) 研究の評価	21											
		(4) 研究成果の発信・普及	22											
	2 知的財産の管理・有効活用	23	0	29	1	0	30	0	29	1	0	30		
	3 総合的な技術支援の推進	24-27												
4 連携の推進	28-29													
5 広報機能の強化	30													
第2 業務運営の改善及び効率化	1 業務運営の基本的事項	31										2 業務運営の改善及び効率化 3 以上割合 IV (100.0%)		
	2 組織体制の適切な見直し	32												
	3 業務の適切な見直し	33-34	0	6	0	0	6	0	6	0	0		6	
	4 職員の能力向上と人材の確保	35-36												
第3 財務内容の改善	1 財務の基本的事項	37										3 財務内容の改善 3 以上割合 IV (100.0%)		
	2 多様な財源の確保	38-39												
	3 経費の効率的な執行	40-41	0	6	0	0	6	0	6	0	0		6	
	4 資産の管理	42												
第4 その他業務運営	1 施設・設備の整備及び活用	43-44										4 その他業務運営 3 以上割合 II (70.0%)		
	2 内部統制の整備	45-47												
	3 社会への貢献	48-50	0	7	3	0	10	0	7	3	0		10	
	4 情報公開	51												
	5 環境への配慮	52												

◆法人自己点検・評価基準

評価基準	判断の目安
4 中期計画を上回って実施している。	令和4年度末時点で、中期計画の水準以上の取組を実施
3 中期計画を十分に実施している。	令和4年度末時点で、中期計画の水準には達していないが、中期計画達成に向けた取組を実施
2 中期計画を十分には実施していない。	中期計画の実施に当たって課題などがあり、令和4年度末時点では十分に取組を実施できていない
1 中期計画を実施していない。	計画自体の見直し等が必要であり、実質的に未実施

◆知事評価基準

評価基準	判断の目安
V 中期目標の達成状況が非常に優れている。	知事が特に認める場合
IV 中期目標の達成状況が良好である。	中期計画の評価が全て3以上の場合
III 中期目標の達成状況が概ね良好である。	中期計画の評価の3以上の割合が概ね9割以上の場合
II 中期目標の達成状況が不十分である。	中期計画の評価の3以上の割合が概ね9割未満の場合
I 中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある。	知事が特に認める場合

※ 評価に当たっては、上記3以上の割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断した。